

平成18年3月10日

日本医師会
会長 植松治雄 様

福島県医師会
会長 小山 菊



県立大野病院の医療事故について

このことについて、別添写のとおり、平成18年3月10日をもって、本
会全会員あて通知しましたので参考までにお知らせいたします。



福島県医師会員の皆様へ

平成16年12月17日、福島県立大野病院において帝王切開児娩出後の母体癒着胎盤剥離時に大量出血のため、この処置手術中に死亡されました。当患者様とご遺族様には誠に残念至極の極みであり、心から哀悼の意を表します。

このため、本会会員である福島県立大野病院産婦人科医（加藤克彦先生）が平成18年2月18日、所轄富岡警察署に逮捕となりました。本人、当該病院も想定しない出来事だったろうと思います。

この件に関して所轄警察署の逮捕理由は、業務上過失致死並びに異状死体の所轄警察署への届出違反のことですが、県立大野病院では本事例は医療過誤で無いと判断のため警察への届出をしなかったものです。

この異状死体等の届出義務は、医師法21条に「医師は死体又は妊娠4ヶ月以上の死産児を検案して異状があると認めたときは、24時間以内に所轄警察署に届け出なければならない」とありますが、この届出異状死の意味が犯罪性を帯びたものに限らず、現今では診療患者をも含むと解釈されつつあります（都立広尾病院消毒薬注射医療事故、平成16年4月最高裁判決）。

この医師法21条の現在の解釈と現実処理については、日医および医療関係団体においても明瞭でなく地域医療に従事している私達にとっても混乱している現状です。

このようなことから現在の法解釈整備には時を要すると考えられますので、現実的対応として私たちは診療患者を含み異状死と判断した段階で速やかに保健福祉事務所経由、福島県保健福祉部に届出のほか、所轄警察署への届出が必要な時代になったと考えます。

なお、「医の倫理ミニ事典」日医雑誌（平成18年3月1日発行）第134巻・第12号付録を参照してください。

本日、加藤先生が起訴される旨報じられましたが、今後は加藤先生の支援を中心に対応策を講じて参りたいと考えております。

平成18年3月10日

福島県医師会

会長 小山 菊雄